

## 令和4・5年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準

### (趣旨)

第1条 和歌山県が執行する建設工事に係る条件付き一般競争入札における県内建設業者の格付けについては、令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

### (目的)

第2条 和歌山県発注の建設工事において、適正な施工を確保するとともに、和歌山県建設工事入札参加資格認定者（以下「資格認定者」という。）の施工能力に応じた競争入札を実施するために、資格認定者に対し格付けを行う。

### (定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可業種 資格審査基準第2条第10号に規定する許可業種のことをいう。
- (2) 経営事項審査 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査をいう。
- (3) 技術者 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の要件を満たす者をいう。

### (格付け)

第4条 資格認定者の格付けは、許可業種ごとに行う。

- 2 土木一式工事の格付けについては、A、B、C及びDの4ランクで行う。
- 3 建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「建築一式工事等」という。）の格付けについては、A、B及びCの3ランクで行う。
- 4 その他の許可業種の格付けについてはWの1ランクで行う。

### (格付けの方法)

第5条 格付けは、定期審査又は追加審査に際して、資格審査基準第12条に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）を基に別表第1に定める基準により行うものとする。

### (暴力団排除への取組による格付けの例外措置)

第6条 前条の規定により行われた格付けが総合点数でAランクに格付けされることとなる者が、令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）第3条第2号に定める「暴力団排除への取組」の項目の算定基準を満たさない場合は、前条の規定にかかわらずBランクに格付けする。

### (独占禁止法の遵守体制の整備による格付けの例外措置)

第6条の2 第5条の規定により行われた格付けが総合点数でAランクに格付けされることとなる者が、総合点数算定基準第3条第2項第1号に定める「独占禁止法の遵守体制の整備」の項目の算定基準を満たさない場合は、前2条の規定にかかわらずBランクに格付けする。

(技術者が1名の場合の格付けの例外措置)

第7条 前3条の規定に関わらず、資格認定者が雇用する技術者が1名以下である場合は、当該資格認定者が雇用する技術者が2名以上となるまでの間、土木一式工事についてはDランク、建築一式工事等についてはCランクに格付けする。

(格付けの取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、その状況が解消されるまでの間は、第5条の規定により行われた格付けが取り消され、入札に参加することができないものとする。

- (1) 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書に記載のある審査基準日(事業年度の終了の日)又は入札参加資格の有効期間中の決算期における外注費の割合が95%以上かつ雇用する技術者の数が1名以下のとき
- (2) 建設業許可を受けた営業所が、別に定める基準を満たさないとき

(ランクダウン)

第9条 第4条の格付けが行われた資格認定者が次条から第16条までの規定のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格認定者が格付けされたランクの直近下位に格付けされた者として取り扱う(以下「ランクダウン」という。)。という)。

2 前項のランクダウンは、次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合にその取扱いを終了する。

- (1) 次条から第14条までに規定する期間が経過したとき
- (2) 第15条及び第16条に規定する未納金及び遅延金を完納したとき

3 土木一式工事におけるDランクの者、建築一式工事等におけるCランクの者及びその他の許可業種におけるWランクの者が前項の規定に該当し、ランクダウンが行われている場合は、当該ランクダウンが行われている期間は、格付けを行わない。

4 第1項のランクダウンが行われている者が当該ランクダウンが行われている期間中、異なるランクダウンの事由に該当した場合には、先のランクダウンに追加して新たなランクダウンは行わない。

5 前項の規定に関わらず、第1項のランクダウンが行われている期間中に異なるランクダウンの事由に該当した者については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間は、ランクダウンを終了しない。

(1) 第10条から第14条までに規定するランクダウンの事由につき、2以上の事由に該当することとなった場合 各々の該当事由につき、第10条から第14条までに規定する期間を合算した期間

(2) 第10条から第16条までに規定するランクダウンの事由に該当するとともに第15条若しくは第16条のいずれかの規定又は両条の規定のいずれにも該当することとなった場合各々の該当事由につき、第10条から第16条までに規定する期間のうち、いずれか遅い方の期間

6 第1項のランクダウンが行われている者が、第2項第1号の期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた第2条第1号の期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越し、次の有効期間におけるランクダウンの期間として取り扱う。

(工事成績不良によるランクダウン)

第 10 条 別表第 2 に掲げる機関が発注した建設工事において工事成績評定点が 55 点未満であった者は、90 日間のランクダウンとする。

(施工体制の不備によるランクダウン)

第 11 条 施工体制 G メンから初回の指導書の交付を受け、1 年以内にさらに再度の指導書の交付を受けた者は 90 日間のランクダウンとする。

2 施工体制 G メンから改善勧告書の交付を受けた者は、90 日間のランクダウンとする。

(工事实績情報システムへの不登録によるランクダウン)

第 12 条 市町村等発注工事（当該発注工事の契約価額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が 2,500 万円以上の建設工事に限る。）について、当該発注工事の契約において履行義務が課せられているにも関わらず工事实績情報システム（一般社団法人日本建設情報総合センターが、国、都道府県、市町村等の公共工事を受注した建設業者から、当該受注工事に係る実績の登録を受け、当該登録の内容についてその一部を公表又は国、都道府県、市町村等への情報提供を行うシステムであって、CORINS (Construction Records Information System) と称するものをいう。)への登録を行っていない者（当該登録について、2 回以上にわたり是正を求めても当該登録を行わない者に限る。）は、90 日間のランクダウンとする。

(申請の怠りによるランクダウン)

第 13 条 資格審査基準第 14 条の規定による総合点数の再算定の申請を、資格審査基準第 17 条各号に規定する期間に属する日であって、資格審査基準第 15 条に規定する再算定申請締切日に該当する日までに行わなかった者は、90 日間のランクダウンとする。

(産業廃棄物の不適正処理によるランクダウン)

第 14 条 別表第 2 に掲げる機関が発注した建設工事において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票について、同条の規定による処理を適正に行わなかった者は、90 日間のランクダウンとする。

(労働保険料の未納によるランクダウン)

第 15 条 労働保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第 8 条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の労働保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
- (2) 前項の労働保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和 4・5 年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の労働局の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管労働局の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること

(4) 前項の労働保険料の未納を新たに発生させないこと

(社会保険料の未納によるランクダウン)

第 16 条 社会保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第 8 条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の社会保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
- (2) 前項の社会保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和 4・5 年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の年金事務所の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管年金事務所の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
- (4) 前項の社会保険料の未納を新たに発生させないこと

(届出によらない再格付け)

第 17 条 知事は、第 5 条の規定により格付けを行われた者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、次条の規定にかかわらず、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 資格審査基準の規定に基づき、総合点数について再算定が行われた場合
- (2) 第 6 条から第 7 条までの規定により格付けの例外措置が行われた場合
- (3) 第 8 条の規定により格付けの取り消しが行われた場合
- (4) 第 9 条第 1 項に規定するランクダウンが行われた場合
- (5) 第 9 条第 2 項第 1 号に定める期間が満了した場合

(届出による再格付け)

第 18 条 知事は、第 5 条の規定により格付けを行われた者から次の各号に掲げる届出があり、届出の内容が事実であると確認できた場合には、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 第 6 条から第 7 条の規定による格付けの例外措置について、当該例外措置の事由を解消したことの届出（別記第 1 号様式）
- (2) 第 8 条の規定による格付けの取消しについて、当該取消しの事由を解消したことの届出（別記第 2 号様式）
- (3) 第 15 条及び第 16 条の規定によるランクダウンについて、当該ランクダウンの事由を解消したことの届出（別記第 3 号様式）

(格付けの通知と公表)

第 19 条 知事は、資格認定者に対し、次の各号に掲げる事項を行った場合には、当該者に資格認定通知書を送付する。

- (1) 第 5 条の規定による格付けを行った場合
- (2) 第 6 条の 2 又は第 7 条の規定による格付けの例外措置を行った場合
- (3) 第 8 条の規定による格付けの取り消しを行った場合

- (4) 第 9 条第 1 項に規定するランクダウンを行った場合
  - (5) 第 17 条又は第 18 条の規定による再格付けを行った場合
- 2 前項の格付けの状況及びランクダウンの状況については、和歌山県ホームページで公表する。

(苦情申立て)

第 20 条 第 8 条の規定により格付けを取り消された者又は第 9 条第 1 項に規定するランクダウンを受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 第 1 項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して 2 週間以内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答等)

第 21 条 前条第 1 項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 7 日（和歌山県の休日をも定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。

3 前条第 3 項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第 1 項の申立てを却下することができるものとする。

(工事発注)

第 22 条 建設工事の発注に際しての条件付き一般競争入札における入札参加条件は、ランクにより行うことを基本とし、工事の規模及び内容等に応じて、総合点数等を条件として付加できることとする。

(発注基準)

第 23 条 前条の建設工事に係る発注の基準は、次の各号に掲げる許可業種に応じて、各号に定める。ただし、別表第 2 に掲げる発注機関の長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 土木一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	1,500 万円以上、3,000 万円未満
C	500 万円以上、1,500 万円未満
D	500 万円未満

(2) 建築一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	1,000 万円以上、3,000 万円未満
C	1,000 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (3) 電気工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (4) 管工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

(地域要件)

第 24 条 土木一式工事における条件付き一般競争入札に係る地域要件については、下表のとおりとする。

発注基準額	地域要件（構成建設部等の名称）
1 億円以上	県内一円
5,000 万円以上、1 億円未満	海草（海南工事事務所を含む）・那賀・伊都
	有田・日高
	西牟婁・串本・新宮
3,000 万円以上、5,000 万円未満	海草（海南工事事務所を含む）
	那賀・伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本・新宮
3,000 万円未満	海草（海南工事事務所を除く）
	那賀
	伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本
	新宮
海南工事事務所	

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、平成 30・31 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 2・3 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 4・5 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 4・5 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

許可業種	総合点数の範囲	ランク
土木一式工事	1,000 以上	A
	880 以上、1,000 未満	B
	750 以上、880 未満	C
	750 未満	D
建築一式工事	700 以上	A
	600 以上、700 未満	B
	600 未満	C
電気工事	660 以上	A
	520 以上、660 未満	B
	520 未満	C
管工事	690 以上	A
	580 以上、690 未満	B
	580 未満	C
その他の業種	—	W

別表第2 (第10条、第14条関係)

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	75点
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課	
商工観光労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
		林業振興課	
	森林・林業局	森林整備課	
	水産局	水産振興課	
県土整備部	道路局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
	河川・下水道局	河川課	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
		建築住宅課	
		公共建築課	
	港湾空港局	港湾漁港整備課 - 和歌山下津港湾事務所	
振興局	海草振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	有田振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	日高振興局	農林水産振興部	
		建設部	
西牟婁振興局	農林水産振興部		
	建設部		
東牟婁振興局	農林水産振興部		
	串本建設部		
	新宮建設部		
教育委員会事務局	教育総務局	総務課	80点
警察本部	警務部	会計課	

格付けの例外措置事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
		第			号

令和4・5年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記により格付けの例外措置の事由を解消したことを報告します。

記

- 1 暴力団排除への取組を始めた。
- 2 独占禁止法の遵守体制の整備を始めた。
- 3 \_\_\_\_\_業種において技術者が2名以上になった。

- ※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- ※ 3に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】

- 暴力団による不当要求防止責任者講習の受講証の写し（1に該当する場合）
- 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書の写し及び独占禁止法遵守マニュアルの写し（2に該当する場合）
- 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第5号）の写し（3に該当する場合）

- ※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

格付けの取消し事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
		第			号

令和 4・5 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第 18 条の規定に基づき、下記により格付けの取り消しの事由を解消したことを報告します。

記

- 1 外注費が 95%未満になった。
- 2 \_\_\_\_\_業種において技術者が 2 名以上になった。
- 3 営業所が基準を満たした。

- ※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- ※ 2 に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】

- 県の受付印のある建設業許可に係る決算変更届の写し（1 に該当する場合）
- 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更新・技術職員登録書（様式第 5 号）の写し（2 に該当する場合）

- ※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

ランクダウン事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
		第			号

令和4・5年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記によりランクダウンの事由を解消したことを報告します。

記

- 1 労働保険料の未納を解消した。
- 2 社会保険料の未納を解消した。

※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

【添付書類】

- 労働局が発行する労働保険料に未納がないことの証明書（1に該当する場合）
- 年金事務所が発行する社会保険料に未納がないことの証明書（2に該当する場合）

※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること